

(証券コード7836)  
2022年6月14日

株 主 各 位

神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1  
アビックス株式会社  
代表取締役社長 廣 田 武 仁

## 第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
  2. 場 所 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1  
横浜ランドマークタワー 25階
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第33期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
    2. 会計監査人および監査役会の第33期連結計算書類監査結果  
報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 取締役5名選任の件
  - 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類および添付書類の修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.avix.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

#### 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、ワクチン接種や行動制限の緩和等により、経済活動の回復も見られましたが、ウクライナ情勢を受けた資源価格の高騰などもあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

また、広告業界における総広告費は、2020東京オリンピック・パラリンピックが広告需要を後押ししたこともあり、前年比110.4%となりました。媒体別で見ると社会の急速なデジタル化を背景に、インターネット広告費は大きく成長し初めてマスコミ四媒体広告費を上回りました。マスコミ四媒体広告費も市況回復により増加となりましたが、プロモーションメディア広告費は新型コロナウイルス感染症の影響が大きく減少となりました。

このような状況の中、当社グループは感染リスクの低減を確保しつつ、「デジタルサイネージ業界No. 1」を目指すべく積極的な拡大策を展開してまいりました。本施策の一環として2021年11月1日に実施した、株式会社プロテラスの一部事業の吸収分割は、当連結会計年度より業績に寄与し増収となりました。一方で利益については、吸収分割に伴う一時費用が発生したこと、吸収分割に伴う本格的なシナジー効果が来期以降に見込まれることから、営業損失となりました。

当連結会計年度におけるセグメントごとの業績は以下のとおりです。

#### ① デジタルサイネージ関連事業

デジタルサイネージ関連事業は3部門あり、機器リース部門では主にデジタルサイネージのリース、運営部門ではデジタルサイネージ向けを中心とした販促支援サービス（コンテンツ配信等のソフト面でのサービスやメンテナンスの他、新たな販促支援サービス）の提供、情報機器部門ではデジタルサイネージの製造・販売を行っております。

機器リース部門につきましては、いわゆるサブスクリプションサービスであることから、今後も一定の収益を見込んでおります。

運営部門につきましても主にサブスクリプションサービスとなっており、2021年11月1日に実施した吸収分割により承継した映像配信サービス「DiSi cloud」を中心に安定的に成長しております。今後は「DiSi cloud」を軸とし、AIサイネージソリューション等を連携したデジタルプラットフォーム「MiRAi PORT」を積極的に展開してまいります。

情報機器部門につきましては、デジタルマーケティング、代理店との連携強化や上述した吸収分割などにより、主力業界として取り組んでいるスタジアムやアリーナ等のスポーツ施設の他、新規マーケットや新規顧客も開拓する事が出来ました。

また、注力しているスポーツ施設案件では、機器の販売だけでなく、デジタルサイネージ×照明×音楽×映像、等の総合演出も行っており、これらの総合演出力や積み重ねた実績の強みを活かし、新たなマーケットでの受注を目指して取り組んでまいります。

以上の結果、デジタルサイネージ関連事業は売上高1,697,812千円（前年同期比50.9%増）、セグメント損失64,439千円（前年同期は35,161千円のセグメント利益）となりました。

## ② Value creating事業

デジタルプロモーション株式会社が運営するValue creating事業につきましては、自ら運営するハイパーローカルメディア「タウンビジョン」や地元密着の記者、各種SNSサービスの活用やターゲットユーザーに響くコンテンツ（記事、動画）制作により、地域での企業のPR、ファン作り、集客からブランディング、また地方自治体の魅力あるコンテンツ開発など地域に係るエリアファンマーケティング（地域密着型マーケティング）を行っております。当事業は収益安定事業であり、従前からの実績の積み重ねにより、通年で初めての黒字化を達成することができました。将来的に当社グループの基幹事業とするべく、今後も人員の増強等を積極的に行ってまいります。

以上の結果、Value creating事業は、売上高99,648千円（前年同期比16.0%増）、セグメント利益7,998千円（前年同期は12,670千円のセグメント損失）となりました。

これらの結果、当連結会計年度における業績は、売上高1,797,460千円（前年同期比48.5%増）、営業損失56,441千円（前年同期は22,491千円の営業利益）、経常損失63,028千円（同15,718千円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失73,045千円（同15,167千円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

## 報告セグメントごとの売上高

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント		調整額 (注)	合計
	デジタル サイネージ関連	Value creating		
売上高				
外部顧客への売上高	1,124,754	85,935	—	1,210,689
セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,000	—	△4,000	—
計	1,128,754	85,935	△4,000	1,210,689
セグメント利益又は損失 (△)	35,161	△12,670	—	22,491

(注) 調整額は以下の通りであります。

セグメント売上高の調整額△4,000千円は、セグメント間取引消去によるものであります。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント		調整額 (注)	合計
	デジタル サイネージ関連	Value creating		
売上高				
外部顧客への売上高	1,697,812	99,648	—	1,797,460
セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,440	1,000	△5,440	—
計	1,702,252	100,648	△5,440	1,797,460
セグメント利益又は損失 (△)	△64,439	7,998	—	△56,441

(注) 調整額は以下の通りであります。

セグメント売上高の調整額△5,440千円は、セグメント間取引消去によるものであります。

## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、45,784千円で、その主なものは、建物附属設備23,378千円、工具、器具及び備品21,260千円です。

## 3. 吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2021年8月2日開催の取締役会決議に基づき、株式会社プロテラス（以下「プロテラス」といいます。）のデジタルサイネージ事業（但し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律が適用される事業を除きます。）に関する権利義務の全部を吸収分割の方法により会社に承継する吸収分割契約を締結し、2021年11月1日を効力発生日として吸収分割を実施いたしました。

### (1) 企業結合の概要

#### ①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：株式会社プロテラス

事業の内容：LED表示機及び関連サービスの提供（但し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律が適用される事業を除く）

#### ②企業結合を行った主な理由

当社グループとプロテラスのデジタルサイネージ事業の統合により、事業シナジーを実現し、経営基盤を強化するため。

#### ③企業結合日

2021年11月1日

#### ④企業結合の法的形式

プロテラスを吸収分割会社とし、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割

#### ⑤交付した株式数

9,836,066株

#### ⑥結合後企業の名称

アビックス株式会社

#### ⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

本吸収分割の対価として、当社が当社株式を交付することによるものであります。

(2) 連結計算書類に含まれる取得した事業の業績の期間

2021年11月1日から2022年3月31日まで

(3) 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合日に交付した当社の普通株式	1,101,639千円
取得原価		1,101,639千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 12,800千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法、及び償却期間

①発生したのれんの金額

750,153千円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③償却方法及び償却期間

7年間にわたる均等償却

#### 4. 対処すべき課題

(1) 事業領域の拡大

当社グループは、デジタルサイネージを中心とした新しい事業領域の拡大が必須と考えております。具体的には、デジタルマーケティング・代理店との連携強化による大型LEDの販売強化や、サブスクリプションサービスが主となるデジタルプラットフォーム「MiRAi PORT」の拡大展開、Value creating事業の更なる成長を図ってまいります。

(2) 生産性向上

安定的に利益を計上できるよう、引き続き生産性向上に取り組んでまいります。具体的には、デジタルマーケティングによる営業効率の向上、ITを活用した全社業務の効率化や集約化といったリソースの適正配分に取り組んでまいります。

## 5. 財産及び損益の状況

区 分	期 別	第30期	第31期	第32期	第33期
		自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
売 上 高(千円)		1,005,127	815,203	1,210,689	1,797,460
経 常 利 益(千円) (△は損失)		5,257	△130,067	15,718	△63,028
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円) (△は損失)		10,498	△202,899	15,167	△73,045
1株当たり当期純利益(円) (△は損失)		0.43	△8.21	0.61	△2.49
総 資 産(千円)		1,419,658	1,353,669	1,575,262	2,474,087
純 資 産(千円)		568,217	381,719	460,544	1,481,494

- (注) 1. 記載金額は千円未満を、1株当たり当期純利益は小数点第2位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。  
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。

## 6. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
デジタルプロモーション株式会社	千円 46,500	% 96.8	地域密着型のマーケティング事業
S S L a b . 株式会社	千円 6,000	% 50.0	LEDパネルの輸入

## 7. 主要な事業内容

当社グループは、デジタルサイネージ関連事業、Value creating事業の2事業を主要な事業としております。

### (1) デジタルサイネージ関連事業

デジタルサイネージのリース・販売、並びに販売促進を中心とした運営、メンテナンスといった、デジタルサイネージに関するサービス全般を行う事業です。

事業内容としては以下の通りです。

- ・ 機器リース部門

デジタルサイネージのリース

- ・ 運営部門

デジタルサイネージ向けを中心とした販促支援サービス

(コンテンツの配信等のソフト面でのサービスやメンテナンスの他、新たな販促支援サービスの提供)

- ・ 情報機器部門

デジタルサイネージの製造・販売

### (2) Value creating事業

デジタルプロモーション株式会社が運営するValue creating事業につきましては、自ら運営するハイパーローカルメディア「タウンビジョン」や地元密着の記者、各種SNSサービスの活用やターゲットユーザーに響くコンテンツ（記事、動画）制作により、地域での企業のPR、ファン作り、集客からブランディング、また地方自治体の魅力あるコンテンツ開発など地域に係るエリアファンマーケティング（地域密着型マーケティング）を行っております。

## 8. 企業集団の主要な拠点

名 称	所 在 地
本 社	神奈川県横浜市西区
デジタルプロモーション(株)	同上
S S L a b . (株)	東京都港区新橋



## 9. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	36名	+15名	41歳 11ヶ月	6年 10ヶ月
女 性	9名	+4名	35歳 11ヶ月	5年 10ヶ月
合計または平均	45名	+19名	40歳 9ヶ月	6年 8ヶ月

(注1) 従業員数には、臨時従業員（1名）は含まれておりません。

(注2) 従業員が前期末に比べて増加した主な理由は、2021年11月1日付吸収分割に伴う人員の転籍によるものです。

## 10. 主要な借入先

借 入 先	借入残高（千円）
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	240,000
株 式 会 社 り そ な 銀 行	164,356
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	130,660
株 式 会 社 横 浜 銀 行	80,000

## Ⅱ 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 普通株式／60,000,000株
2. 発行済株式の総数 普通株式／35,129,566株
3. 株主数 5,476名
4. 大株主

大株主名	持株数	持株比率
株式会社テラスホールディングス	12,403,866 <sup>株</sup>	35.30 <sup>%</sup>
熊崎友久	2,216,300	6.30
楽天証券株式会社	724,200	2.06
株式会社SBI証券	705,083	2.00
河野芳隆	536,800	1.52
渡邊悦子	447,600	1.27
auカブコム証券株式会社	426,000	1.21
インターウォーズ株式会社	380,000	1.08
日本証券金融株式会社	377,300	1.07
時本豊太郎	357,000	1.01

5. その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### Ⅲ 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当または重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	廣 田 武 仁	
取 締 役 副 社 長	桐 原 威 憲	管理本部本部長
取 締 役	岩 切 敏 晃	営業本部本部長
取 締 役	荒 井 尚 英	
取 締 役	高 木 明	
監 査 役 ( 常 勤 )	山 根 正 裕	
監 査 役	石 川 真 人	
監 査 役	内 藤 成 樹	

(注1) 取締役の荒井尚英氏、高木明氏は社外取締役であります。

(注2) 監査役の山根正裕氏、石川真人氏は社外監査役であります。

(注3) 取締役の荒井尚英氏、高木明氏、並びに、監査役の山根正裕氏、石川真人氏の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(注4) 取締役の高木明氏、監査役の山根正裕氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

#### 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める額としております。

#### 3. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者は、当社取締役および監査役全員であります。

- ・被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料については、全額当社が負担しております。

- ・填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

#### 4. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

##### (1) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員数
		基本報酬	業績連動報 酬等	非金銭報酬 等	
取締役	60,100	60,100	—	—	6名
(うち社外取締役)	(8,100)	(8,100)	(—)	(—)	(2名)
監査役	8,160	8,160	—	—	3名
(うち社外監査役)	(5,760)	(5,760)	(—)	(—)	(2名)
合計	68,260	68,260	—	—	9名

(注) 上記支給額のほか、2021年6月29日開催の第32回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任1名に対して23百万円支給しております。

##### (2) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第17回定時株主総会において年額270百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない)。また、当該金銭報酬とは別枠で、同定時株主総会において、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額として年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第17回定時株主総会において年額36百万円以内と決議しております。また、当該金銭報酬とは別枠で、同定時株主総会において、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額として年額4百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

##### (3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

###### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、2021年2月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針(以下、「決定方針」という。)について決議いたしました。

###### ②決定方針の内容の概要

###### イ. 基本方針

当社の個々の取締役の報酬の決定は、役位、担当業務、経歴等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

業務執行取締役ならびに監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

- ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針  
（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）  
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬と賞与とする。  
月例の固定報酬や賞与は、従業員の給与体系を念頭に、役位、担当業務、経歴等を総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長が、その具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監督機能を担う社外取締役に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととする。

③当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度においては、2021年6月29日開催の取締役会で取締役の報酬関係について有価証券報告書およびコーポレートガバナンス報告書に記載した内容を決議しております。当該内容は、2021年2月20日開催の取締役会において決定した決定方針と実質的には同じものであり、取締役会は、決定方針に沿うものであると判断いたしました。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当事業年度においては、2021年6月29日開催の取締役会にて代表取締役社長廣田武仁に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の年俸額であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

## 5. 社外役員に関する事項

### 当事業年度における社外取締役の主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況・発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	荒 井 尚 英	当期開催の取締役会14回の全てに出席し、会社経営に関する幅広い知識と豊富な知見に基づき、取締役会等において成長戦略の実現可能性・妥当性を確保するための発言を行っており、公平かつ客観的な立場から、業務執行等に関する監督・助言等適切な役割を果たしております。
取 締 役	高 木 明	当期開催の取締役会14回の全てに出席し、公認会計士としての豊富な経験と専門的知識に基づき、取締役会等において有益な発言を適宜行っており、公平かつ客観的な立場から、業務執行等に関する監督・助言等適切な役割を果たしております。

### 当事業年度における社外監査役の主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
監 査 役	山 根 正 裕	当期開催の取締役会14回の全て、また当期開催の監査役会13回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地より、必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	石 川 真 人	当期開催の取締役会14回の全て、また当期開催の監査役会13回の全てに出席し、主に出身分野である金融機関での経験による幅広い知識と豊富な知見に基づき、必要な発言を適宜行っております。

#### IV 会計監査人に関する事項

1. 名称 Moore至誠監査法人
2. 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額 12百万円  
当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
12百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## V 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、経営の透明性、客観性、健全性を確保し、企業価値の継続的な向上と社会からの信頼される会社を実現するため、内部管理体制の整備・強化を経営重要課題と位置づけ、積極的に取り組んでいます。

### ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は小規模組織であることからコンプライアンス専任部は設置していませんが、代表取締役直轄の管理本部を相談窓口とし、コンプライアンス規程並びに内部通報規程を制定しており、役職員間で徹底しております。今後、定期的に取り締役及び従業員を対象にコンプライアンス研修を実施し、企業文化としての一層の定着を図ります。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社では、原則毎月1回以上開催される取締役会のほか、取締役の職務執行に係る情報を文書取扱規程、稟議規程等に基づき適切に保存し、管理を行っております。また、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できる体制としております。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役及びマネージャーを中心に、災害・安全・コンプライアンスなど全社的なリスクの抽出・分析を行い、諸規定の整備等必要な対応を検討する。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

原則毎月1回以上の取締役会に加えてマネージャー会議を週1回以上開催して、業務全般、人事、組織等の諸問題について協議を行うことで迅速な意思決定と業務遂行を確保しております。取締役を中心に構成する内部監査委員会では、業務の適切性のみならず効率性についてもチェックを行い、適宜アドバイスをを行っています。



- ⑤ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制並びに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び従業員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や法令並びに定款違反行為を認知した場合には、遅滞なく監査役に報告する一方で、監査役は、内部統制システムや重要な意思決定のプロセス業務状況を把握するために、取締役会やマネージャー会など重要な会議に出席すると共に、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役や従業員に対し説明を求めています。

社内では、管理本部が監査役との接点になって、監査業務が実効的に行われるようサポートを行っています。

- ⑥ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、不当な資金の提供及び便宜供与等の不当要求に対しては毅然とした態度で対応することを基本方針としております。

反社会的勢力排除に向け警察、顧問弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織全体として速やかに対応できる整備を行っています。なお、万々に備え、警察、顧問弁護士等の関係を強化するとともに、神奈川県企業防衛対策協議会に入会し、研修会への定期的な参加による情報の収集、社内への周知徹底に努めています。

## VI 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

- ① 当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名で構成し、監査役も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督しております。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査委員会、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査委員会は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施いたしました。

## VII 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〈資産の部〉		〈負債の部〉	
流動資産	1,571,601	流動負債	609,390
現金及び預金	874,674	買掛金	164,878
受取手形	26,302	1年内返済予定の長期借入金	277,710
売掛金	487,015	リース債務	17,716
商品及び製品	72,766	未払法人税等	12,246
仕掛品	2,022	賞与引当金	28,734
原材料	8,086	その他の他	108,105
その他	101,107	固定負債	383,202
貸倒引当金	△374	長期借入金	355,672
固定資産	902,486	リース債務	26,258
有形固定資産	108,059	繰延税金負債	324
建物附属設備	23,255	その他の他	947
車両運搬具	1,071	負債合計	992,593
工具、器具及び備品	34,909	〈純資産の部〉	
レンタル資産	10,863	株主資本	1,477,246
リース資産	37,958	資本金	1,207,564
無形固定資産	732,311	資本剰余金	617,740
のれん	705,501	利益剰余金	△348,057
その他	26,810	その他の包括利益累計額	746
投資その他の資産	62,115	その他有価証券評価差額金	746
投資有価証券	10,552	非支配株主持分	3,501
その他	51,562	純資産合計	1,481,494
資産合計	2,474,087	負債・純資産合計	2,474,087

## 連結損益計算書

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,797,460
売 上 原 価		1,165,154
売 上 総 利 益		632,306
販売費及び一般管理費		688,747
営 業 損 失		56,441
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9	
受 取 配 当 金	143	
そ の 他	58	211
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,528	
そ の 他	270	6,799
経 常 損 失		63,028
特 別 利 益		
保 険 解 約 返 戻 金	14,597	
新 株 予 約 権 戻 入 益	1,072	
負 の の れ ん 発 生 益	583	16,253
特 別 損 失		
役 員 退 職 慰 労 金	23,355	23,355
税金等調整前当期純損失		70,129
法人税、住民税及び事業税	3,247	3,247
当 期 純 損 失		73,377
非支配株主に帰属する当期純損失		332
親会社株主に帰属する当期純損失		73,045

## 連結株主資本等変動計算書

（自 2021年4月1日）  
（至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計
2021年4月1日高	607,564	124,826	△275,012	457,378	569	569
連結会計年度中の変動額						
新株の発行	600,000	501,639		1,101,639		
親会社株主に帰属する当期純損失			△73,045	△73,045		
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△8,725		△8,725		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					177	177
連結会計年度中の変動額合計	600,000	492,914	△73,045	1,019,868	177	177
2022年3月31日高	1,207,564	617,740	△348,057	1,477,246	746	746

（単位：千円）

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
2021年4月1日高	1,072	1,524	460,544
連結会計年度中の変動額			
新株の発行			1,101,639
親会社株主に帰属する当期純損失			△73,045
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動			△8,725
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△1,072	1,976	1,081
連結会計年度中の変動額合計	△1,072	1,976	1,020,949
2022年3月31日高	—	3,501	1,481,494

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	2社
連結子会社の名称	デジタルプロモーション株式会社 SS Lab. 株式会社

なお、SS Lab. 株式会社については、株式の新規取得により支配を獲得したため、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 資産の評価基準及び評価方法

##### (I) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### (II) 棚卸資産

製	品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） ただし、ロット別管理するものはロット別移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）	
原	材	料	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
仕	掛	品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### ② 減価償却資産の減価償却の方法

建物附属設備	建物の耐用年数に応じた償却年数とし、定額法を採用しております。ただし、2016年3月31日以前に取得したものは定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 15～20年
--------	---

レンタル資産 (リース資産を除く)	レンタル契約期間もしくはレンタル投資回収期間を償却年数とし、レンタル契約終了時もしくは稼働年数終了時の処分見積価額を残存価額とする定額法を採用しております。
その他の有形固定資産 (リース資産を除く)	定率法を採用しております。ただし、広告運営用として保有している資産については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 工具、器具及び備品 2～15年
リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は、残価保証額）とする定額法を採用しております。
無形固定資産 (リース資産を除く)	自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### ③ 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

デジタルサイネ  
ージ関連事業

デジタルサイネージ関連事業においては、主にデジタルサイネージ及び関連機器の販売及びデジタルサイネージ関連コンテンツの契約に基づくサービスの提供を行っております。履行義務に関しては、商品及び製品の納品と契約に基づくサービス提供であります。デジタルサイネージ及び関連機器の販売については、顧客が検収した時点で収益を認識しております。デジタルサイネージ関連コンテンツの契約に基づくサービスの提供については、契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

取引に関する支払条件は、通常1年以内に支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

なお、連結子会社が行っているデジタルサイネージ部材の輸入販売は、在庫リスクを有しておらず、代理人として取引を行っていると判断しております。したがって、取引価格を顧客から受け取る対価の額から他の事業者に支払う額を控除した純額により算定しております。

Value creating事業

Value creating事業においては、主に地域に係るエリアファンマーケティングの契約に基づくサービスの提供を行っており、履行義務は契約に基づくサービス提供であります。契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

なお、取引に関する支払条件は、通常1年以内に支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(I) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について特例処理の条件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段と

ヘッジ手段：金利変動リスクについて金利スワップ取引を利用しております。

ヘッジ対象

ヘッジ対象：ヘッジ取引により金利変動が固定され、その変動が回避される資金調達取引を対象としております。

ヘッジ方針

資金調達取引にかかる金利変動リスクに対して金利スワップにより特例処理の範囲内においてヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価  
の方法

特例処理の要件を満たしており、有効性の評価を省略しております。

## (II) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、7年間で均等償却しております。

負ののれんは、発生した連結会計年度の利益として処理しております。

## 2. 会計方針の変更

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は代理人取引に係る収益認識です。代理人取引に係る収益について、従来は総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用にあたっては、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取り扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高及び売上原価がそれぞれ36,503千円減少しております。

### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。



### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### のれんの評価

① 当連結会計年度末の連結計算書類に計上した金額

のれん 705,501千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

のれんを含む資産グループに減損の兆候があると認められる場合は、減損損失の認識の要否を判定し、判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上しております。以上の方針に従い検討した結果、当連結会計年度において、当該のれんに減損の兆候はないと判断しております。のれんの減損の兆候の有無の判定においては、主のにれんが帰属する資産グループから生じる営業損益及び将来の事業計画を用いており、将来の事業計画には成長率及び損益率といった主要な仮定が用いられております。そのため、上記仮定に変化が生じた場合には、翌年度の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

#### 有形固定資産の減価償却累計額

建物附属設備	1,351千円
車両運搬具	1,478千円
工具、器具及び備品	307,953千円
レンタル資産	192,441千円
リース資産	58,409千円
合計	561,635千円

### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	35,129,566株
------	-------------

## 6. 金融商品に関する注記

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にLED表示機の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、営業債務は、資金調達に係る流動性リスクに晒されています。

借入金及びファイナンス・リースに係るリース債務は、主に運転資金と設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、借入金の返済期限は最長で決算日後5年、リース債務の償還日は最長で決算日後4年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引権限を定めた社内規程に則り、受注前に取引先の状況を確認し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、信用リスクを軽減するために格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限や取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁者の承認を得て行っております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

管理部門が毎月資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額873千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金、受取手形、売掛金、買掛金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	9,679	9,679	-
資産計	9,679	9,679	-
(1) 長期借入金（※1）	633,382	631,553	△1,828
(2) リース債務（※2）	43,974	43,256	△718
負債計	677,356	674,810	△2,546
デリバティブ取引	-	-	-

（※1） 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（※2） リース債務には、1年内に期限の到来する金額を含めております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

## 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（上記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

## リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 企業結合等に関する注記

### 吸収分割による事業承継

当社は、2021年8月2日開催の取締役会決議に基づき、株式会社プロテラス（以下「プロテラス」といいます。）のデジタルサイネージ事業（但し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律が適用される事業を除きます。）に関する権利義務の全部を吸収分割の方法により会社に承継する吸収分割契約を締結し、2021年11月1日を効力発生日として吸収分割を実施いたしました。

#### （1）企業結合の概要

##### ①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：株式会社プロテラス

事業の内容：LED表示機及び関連サービスの提供

（但し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律が適用される事業を除く）

②企業結合を行った主な理由

当社グループとプロテラスのデジタルサイネージ事業の統合により、事業シナジーを実現し、経営基盤を強化するため。

③企業結合日

2021年11月1日

④企業結合の法的形式

プロテラスを吸収分割会社とし、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割

⑤交付した株式数

9,836,066株

⑥結合後企業の名称

アビックス株式会社

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

本吸収分割の対価として、当社が当社株式を交付することによるものであります。

(2) 連結計算書類に含まれている取得した事業の業績の期間

2021年11月1日から2022年3月31日まで

(3) 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 企業結合日に交付した当社の普通株式

1,101,639千円

取得原価

1,101,639千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 12,800千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法、及び償却期間

①発生したのれん

750,153千円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③償却方法及び償却期間

7年間にわたる均等償却

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	デジタルサイネージ関連	Value creating	
運営	296,948	—	296,948
情報機器	1,295,125	—	1,295,125
エリアファンマーケティング	—	94,517	94,517
その他	—	5,130	5,130
顧客との契約から生じる収益	1,592,074	99,648	1,691,723
その他の収益	105,737	—	105,737
外部顧客への売上高	1,697,812	99,648	1,797,460

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(I) 顧客との取引から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高

顧客との契約から生じた契約負債（期首残高） 20,014千円

顧客との契約から生じた契約負債（期末残高） 49,973千円

(II) 当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額 20,014千円

(III) 当期中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動

2021年11月1日に実施した吸収分割により、顧客との契約から生じた契約負債が増加しております。

(Ⅳ) 履行義務の充足の時期が通常を支払時期にどのように関連するのか並びにそれらの要因が契約資産及び契約負債の残高に与える影響

商品及び製品の納品に関する取引の対価は、商品及び製品を顧客が検収した翌月に概ね受領しております。

サービス提供に関する取引の対価は、契約条件に従い、契約期間にわたり段階的に受領、もしくは契約開始時に一括して受領しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	42円 07 銭
1株当たり当期純損失	2円 49 銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>〈資産の部〉</b>		<b>〈負債の部〉</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,502,948</b>	<b>流動負債</b>	<b>565,085</b>
現金及び預金	825,768	買掛金	157,917
受取手形	26,302	1年内返済予定の長期借入金	277,710
売掛金	476,414	リース債務	17,716
商品及び製品	72,766	未払金	11,484
仕掛品	2,022	未払費用	7,440
原材料	8,086	未払法人税等	12,019
前渡金	67,708	未払消費税等	27,351
前払費用	16,861	預り金	7,822
その他	7,392	前受収益	15,150
貸倒引当金	△374	賞与引当金	28,734
<b>固定資産</b>	<b>995,352</b>	その他	1,739
<b>有形固定資産</b>	<b>107,931</b>	<b>固定負債</b>	<b>383,202</b>
建物附属設備	23,255	長期借入金	355,672
車両運搬具	1,071	長期預り金	947
工具、器具及び備品	34,781	リース債務	26,258
レンタル資産	10,863	繰延税金負債	324
リース資産	37,958	<b>負債合計</b>	<b>948,288</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>732,305</b>	<b>〈純資産の部〉</b>	
のれん	705,501	株主資本	1,549,265
その他	26,803	資本金	1,207,564
<b>投資その他の資産</b>	<b>155,115</b>	資本剰余金	629,721
投資有価証券	10,552	資本準備金	629,721
関係会社株式	93,000	利益剰余金	△288,020
長期前払費用	10,971	その他利益剰余金	△288,020
差入保証金	40,590	繰越利益剰余金	△288,020
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>746</b>
		その他有価証券評価差額金	746
		<b>純資産合計</b>	<b>1,550,012</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,498,300</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>2,498,300</b>



# 損 益 計 算 書

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,701,830
売 上 原 価		1,123,509
売 上 総 利 益		578,320
販売費及び一般管理費		641,633
営 業 損 失		63,312
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9	
受 取 配 当 金	143	
そ の 他	258	411
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,513	
そ の 他	251	6,765
経 常 損 失		69,666
特 別 利 益		
保 険 解 約 返 戻 金	14,597	
新 株 予 約 権 戻 入 益	1,072	15,670
特 別 損 失		
役 員 退 職 慰 労 金	23,355	23,355
税 引 前 当 期 純 損 失		77,351
法人税、住民税及び事業税	3,021	3,021
当 期 純 損 失		80,372

## 株主資本等変動計算書

（自 2021年4月1日）  
（至 2022年3月31日）

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
2021年4月1日 残	607,564	128,082	128,082	△207,647	△207,647	527,998
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	600,000	501,639	501,639			1,101,639
当 期 純 損 失				△80,372	△80,372	△80,372
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	600,000	501,639	501,639	△80,372	△80,372	1,021,267
2022年3月31日 残	1,207,564	629,721	629,721	△288,020	△288,020	1,549,265

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2021年4月1日 残	569	569	1,072	529,640
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				1,101,639
当 期 純 損 失				△80,372
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	177	177	△1,072	△895
当 期 変 動 額 合 計	177	177	△1,072	1,020,371
2022年3月31日 残	746	746	—	1,550,012

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない  
株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純  
資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により  
算定）

市場価格のない  
株式等 移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製 品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に  
基づく簿価切下げの方法により算定）  
ただし、ロット別管理するものはロット別移動平均法に  
よる原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿  
価切下げの方法により算定）

原 材 料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に  
基づく簿価切下げの方法により算定）

仕 掛 品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に  
基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

建物附属設備 建物の耐用年数に応じた償却年数とし、定額法を採用し  
ております。ただし、2016年3月31日以前に取得したも  
のは定率法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物附属設備 15～20年

レンタル資産  
(リース資産を除く) レンタル契約期間もしくはレンタル投資回収期間を償却  
年数とし、レンタル契約終了時もしくは稼働年数終了時  
の処分見積価額を残存価額とする定額法を採用しており  
ます。

その他の有形固定資産  
(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、広告運営用として  
保有している資産については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
工具、器具及び備品 2～15年

リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の  
取決めがある場合は、残価保証額）とする定額法を採用  
しております。

無形固定資産  
(リース資産を除く) 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用  
可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

主にデジタルサイネージ及び関連機器の販売及びデジタルサイネージ関連コンテンツの契約に基づくサービスの提供を行っております。履行義務に関しては、商品及び製品の納品と契約に基づくサービス提供であります。デジタルサイネージ及び関連機器の販売については、顧客が検収した時点で収益を認識しております。デジタルサイネージ関連コンテンツの契約に基づくサービスの提供については、契約期間にわたり均等に収益を認識しております。取引に関する支払条件は、通常1年以内に支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(6) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について特例処理の条件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段と

ヘッジ手段：金利変動リスクについて金利スワップ取引を利用しております。

ヘッジ対象

ヘッジ対象：ヘッジ取引により金利変動が固定され、その変動が回避される資金調達取引を対象としております。

ヘッジ方針

資金調達取引にかかる金利変動リスクに対して金利スワップにより特例処理の範囲内においてヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしており、有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、7年間で均等償却しております。

## 2. 会計方針の変更

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は代理人取引に係る収益認識です。代理人取引に係る収益について、従来は総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用にあたっては、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取り扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高及び売上原価がそれぞれ22,575千円減少しております。

### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### のれんの評価

- ① 当事業年度末の計算書類に計上した金額

のれん 705,501千円

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

のれんを含む資産グループに減損の兆候があると認められる場合は、減損損失の認識の要否を判定し、判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上しております。以上の方針に従い検討した結果、当事業年度において、当該のれんに減損の兆候はないと判断しております。のれんの減損の兆候の有無の判定においては、主にのれんが帰属する資産グループから生じる営業損益及び将来の事業計画を用いており、将来の事業計画には成長率及び損益率といった主要な仮定が用いられております。そのため、上記仮定に変化が生じた場合には、翌年度の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

建物附属設備	1,351千円
車両運搬具	1,478千円
工具、器具及び備品	307,513千円
レンタル資産	192,441千円
リース資産	58,409千円
合計	<u>561,195千円</u>

(2) 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権	418千円
--------	-------

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引（収入分）	4,440千円
営業取引（支出分）	1,302千円
営業取引以外の取引（収入分）	200千円

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	9,943千円
未払事業税	2,727千円
棚卸資産評価損	32,402千円
貸倒引当金	113千円
貯蔵品	941千円
減価償却費償却限度超過額	1,393千円
繰越欠損金	95,368千円
出資金	3,031千円
ゴルフ会員権	1,218千円
投資有価証券	2,727千円
資産除去債務	1,111千円
減損損失	7,570千円
繰延税金資産小計	158,550千円
評価性引当額	△158,550千円
繰延税金資産合計	一千円

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	324千円
繰延税金負債合計	324千円
繰延税金負債純額	324千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。



7. 企業結合等に関する注記

企業結合等に関する注記は、連結注記表「企業結合等に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高
その他の 関連 会社の子会社	株式会社 プロテラス	東京都 港区	40	販売業	—	吸収分割	吸収分割 対価	1,101,639	—	—

(注)2022年11月1日付で、プロテラスのデジタルサイネージ事業（但し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律が適用される事業を除きます。）に関する権利義務の全部を吸収分割の方法により当社に承継しました。本吸収分割の対価として、プロテラスの完全親会社である株式会社テラスホールディングスに、当社の株式の割当てを実施し、これにより資本金が600,000千円、資本準備金が501,639千円増加しました。

9. 収益認識に関する注記

収益認識に関する注記は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	44円	12	銭
1株当たり当期純損失	2円	74	銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

アビックス株式会社

取締役会 御中

### Moore至誠監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 吉村 智明  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 高岡 宏成  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アビックス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アビックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年 5月25日

アビックス株式会社

取締役会 御中

Moore至誠監査法人

東京都千代田区

代表社員 業務執行社員 公認会計士 吉村 智明

代表社員 業務執行社員 公認会計士 高岡 宏成

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アビックス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人Moore至誠監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
  - (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人Moore至誠監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

### アビックス株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役)	山根正裕	Ⓔ
社外監査役	石川真人	Ⓔ
監査役	内藤成樹	Ⓔ

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>第17条</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	<p>(電子提供措置等) 第17条</p> <p>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新設)	<p>(附則)</p> <p>1. 変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第17条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>



## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。  
 つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	ひろ た たけ ひと 廣 田 武 仁 (1964年10月16日生)	1987年4月 株式会社リクルート入社 2005年3月 株式会社IMJモバイル代表取締役就任 2009年4月 株式会社アイ・エム・ジェイ 代表取締役就任 2016年4月 シダックス・コミュニティー株式会社 代表取締役就任 2018年7月 当社入社 営業本部本部長就任 2019年6月 当社代表取締役社長就任（現任）	186,200株
2	きり はら たけ のり 桐 原 威 憲 (1974年3月10日生)	2002年5月 JAC Japan（現JAC Recruitment）入社 2005年11月 当社入社 2007年6月 当社管理本部企画総務グループ グループリーダー就任 2009年6月 当社管理本部本部長就任（現任） 2014年6月 当社取締役就任 2017年6月 当社取締役副社長就任（現任）	16,800株
3	いわ きり とし てる 岩 切 敏 晃 (1963年10月16日生)	1986年4月 株式会社リクルート入社 1995年8月 株式会社コンテンツ（現株式会社テラスホールディングス）設立 代表取締役社長就任 2015年10月 株式会社プロテラス代表取締役社長 就任 2015年11月 株式会社コンテンツ代表取締役社長 就任 2021年11月 当社取締役兼営業本部本部長就任（現任）	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
4	荒井尚英 (1963年7月11日生)	<p>1986年4月 株式会社リクルート入社</p> <p>1997年3月 Arthur Andersen L.L.P. (Los Angeles) 出向</p> <p>2005年5月 株式会社アイ・エム・ジェイ入社 執行役員就任</p> <p>2006年5月 株式会社アイ・エム・ジェイ 取締役就任</p> <p>2008年6月 PanAsia Partners pte ltd. (Singapore: 現 AAIC Consulting pte ltd.) 創業 Managing Director就任</p> <p>2011年6月 株式会社AAIC Japan 代表取締役就任</p> <p>2017年7月 株式会社AAIC Japan 代表取締役退任</p> <p>2019年6月 当社取締役就任(現任)</p>	一株
5	高木明 (1983年10月7日生)	<p>2009年4月 あらた監査法人(現PwCあらた有限責任監査法人) 入所</p> <p>2014年10月 佐藤総合法律事務所入所</p> <p>2015年1月 株式会社アイモバイル社外監査役就任</p> <p>2017年8月 高木公認会計士事務所開業 所長就任(現任)</p> <p>2019年3月 ビットバンク株式会社社外監査役就任(現任)</p> <p>2019年11月 株式会社REXEV社外監査役就任(現任)</p> <p>2020年3月 エルピクセル株式会社社外監査役就任(現任)</p> <p>2021年6月 当社取締役就任(現任)</p> <p>2021年8月 バヅクリ株式会社社外監査役就任(現任)</p> <p>2021年10月 株式会社アイモバイル社外取締役(監査等委員)就任(現任)</p> <p>2022年1月 株式会社KIC代表取締役就任(現任)</p>	一株

(注1) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 荒井尚英氏ならびに高木明氏は、社外取締役候補者であります。  
なお、両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(注3) 社外取締役候補者の選任理由および期待される役割について

荒井尚英氏を社外取締役候補者とした理由につきましては、会社経営に関与されている経験と豊富な知見に加え、海外ビジネスに関わる専門的な知識・ご経験を当社の経営に活かしていただきたいためであります。また、これまで当社の社外取締役として公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をしていただくことを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

高木明氏につきましては、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであり、取締役会においては、その知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

(注4) 社外取締役としての職務を遂行することが出来るかと判断する理由について

荒井尚英氏は、事業会社経営において豊富な経験や経営ノウハウを有しているとともに、映像や通信のビジネスにも精通していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

高木明氏につきましては、公認会計士として培われた専門的な知識に加え、他の上場会社における社外取締役を務めていらっしゃるご経験から、職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

(注5) 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。社外取締役候補者荒井尚英氏ならびに高木明氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失が無いときに限るものとする。

(注6) 役員等賠償責任保険契約の概要について

当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年8月更新の予定であります。本議案でお諮りする取締役各候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。

- ・被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料については、全額当社が負担しております。

- ・填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役山根正裕氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
やまねまさひろ 山根正裕 (1973年10月6日生)	1998年10月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2013年7月 山根公認会計士事務所開設 2014年6月 当社監査役就任（現任）	一株

(注1) 候補者と、当社との間に特別の利害関係はありません。

(注2) 山根正裕氏は社外監査役候補者であります。

なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(注3) 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性及び社外監査役との責任限定契約について

(1) 社外監査役候補者の選任理由及び独立性について

山根正裕氏につきましては、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって、8年となります。

(2) 社外監査役としての職務を遂行することが出来ると判断する理由について

山根正裕氏につきましては、センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）にて主に監査業務に従事し、同法人退職後は山根公認会計士事務所にて会計・税務業務に従事されており、これまでの会計・税務に関する専門的な知識と景観から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

(3) 社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、社外監査役候補者山根正裕氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによつて当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失が無いときに限るものとする。

(4) 役員等賠償責任保険契約の概要について

当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年8月更新の予定であります。山根正裕氏については、すでに当該保険契約の被保険者となっております。選任後も引き続き被保険者となります。

- ・被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料については、全額当社が負担しております。

- ・填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

以 上





# 株主総会会場ご案内図

会場 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1  
横浜ランドマークタワー 25階



## 交通のご案内

- ・ **桜木町駅**：動く歩道を進み、ランドマークタワー1階もしくは3階、正面右手のエレベーターをご利用下さい。
- ・ **みなとみらい駅**：エスカレーターを上がり、クイーンズスクエア横浜およびランドマークプラザを通り抜け1階もしくは3階よりランドマークタワーへお進み下さい。